
* 大平田地区・緑化協定書 *

大平田地区緑化協定書

大平田土地区画整理区域内は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）に基づく緑化協定を次のとおり定める。

（目的）

第1条 本協定は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第3章の規定に基づき、本協定区域内における緑地の保全と緑化の推進をはかりもって、良好な住環境の形成と健康で文化的な生活を確保することを目的として定めるものとする。

（名称）

第2条 本協定は大平田地区緑化協定（以下「協定」という。）と称する。

（協定の締結及び効力）

第3条 本協定は、法第14条の規定に基づき 大平田緑化協定連絡会がこれを定め、栗東町長の認可を受けるものとする。

2. 本協定は、栗東町長の認可があった後1年以内において本協定区域内に2以上の土地所有者又は、建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権若しくは貸借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）が存することとなったときからその効力を生ずる。

3. 前項の効力が生じた後に第4条に定める区域内において、土地所有者等となった者は、当然に本協定の効力を受けるとし、協定締結者（以下「協定者」という。）となったものとみなす。

（協定区域）

第4条 本協定の対象区域（以下「協定区域」という。）は、別紙図面第1に表示する区域とし、その地番は別表第1のとおりとする。

(植栽等の義務)

第 5 条 協定者は、協定の定めるところにより、協定区域内に樹木等を植栽し及び既存の樹木等を保全する義務を相互に負う。

(樹木等の種類)

第 6 条 協定区域内に植栽する樹木等の種類は特に定めない。

(樹木等の植栽場所)

第 7 条 協定区域内の樹木等を植栽する場所は、道路沿いの植栽可能な場所及び宅地内の植栽可能な場所とする。

(垣又は柵の構造)

第 8 条 協定区域内の垣又は柵の構造は、原則として生垣又はフェンスとし、これら以外の場合は、高さ 1.0 m 以下とする。

(樹木の管理)

第 9 条 協定者は、協定区域内の樹木等を共同して管理するため第 12 条の代表委員会が定めるところに従い、毎年 1 回以上の剪定整枝を行い、病虫害防除のため毎年 1 回以上の一斉防除作業を行う。

(その他緑化に関する事項)

第 10 条 本協定の定めるもののほか、緑化に関し必要な事項は協定者が協議して定めるものとする。

(総 会)

第 11 条 協定者は、協定の通正円滑な遂行を確保するため、協定者全員による総会を毎年 1 回開くものとする。

2. 総会は必要な事項を決定する場合は、原則として全員の協議と合意によるものとし、議決が必要な場合は過半数の賛成によって決するものとする。

3. 総会には協定者の互選により議長を置くことができる。

(代表委員会)

- 第 12 条 協定者は協定に関する事業、事務等を円滑に遂行するため、
総会において代表委員を選出し、代表委員会を設置することができる。
2. 代表委員会は、総会から委任された事項について必要な決定を行い、
その他協定に関して必要な事業等の遂行にあたるものとする。
 3. 代表委員会の組織・運営その他必要な事項は総会で定める。

(協定の有効期間)

- 第 13 条 協定の有効期間は、協定の効力発生の日から 10 年間とし、期
間満了前に協定者の過半数の申し出がない場合は、さらに 10 年間延
長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

- 第 14 条 協定者が協定において定めた事項を変更しようとするときは、
総会で全員の合意をもって決定し、栗東町長の認可を受けなければな
らない。
2. 協定者が、協定を廃止しようとするときは、総会の過半数以上の合
意をもって決定し、栗東町長の認可を受けなければならない。

(協定に違反した場合の措置)

- 第 15 条 総会は、協定者が協定事項に違反した場合において、その違
反によって協定の目的が損われる恐れがあると認めたときは、違反者
に対して義務の履行を請求する等の必要な措置を講ずることができる。
2. 違反者が前項の請求等の措置に応じない場合、総会は、自ら又は第三
三者をして違反者に代替して当該違反がなかったと同じ状態を実現し、
その要した費用を違反者から徴収することができる。

(協定書の保管)

- 第 16 条 本協定書は、2 通作成し、1 通は総会が保管し、1 通はその
保管を栗東町長に委託するものとする。
2. 協定者は、前項の協定書の写しを各自所持するものとする。

(協定締結者の周知義務)

第 17 条 協定の締結者(当初においては大平田土地区画整理組合とし、協定の効力発生後は総会とする。)は、新たに協定の効力を受けることとなる者に対し、協定の内容を周知する義務を負う。

(補 則)

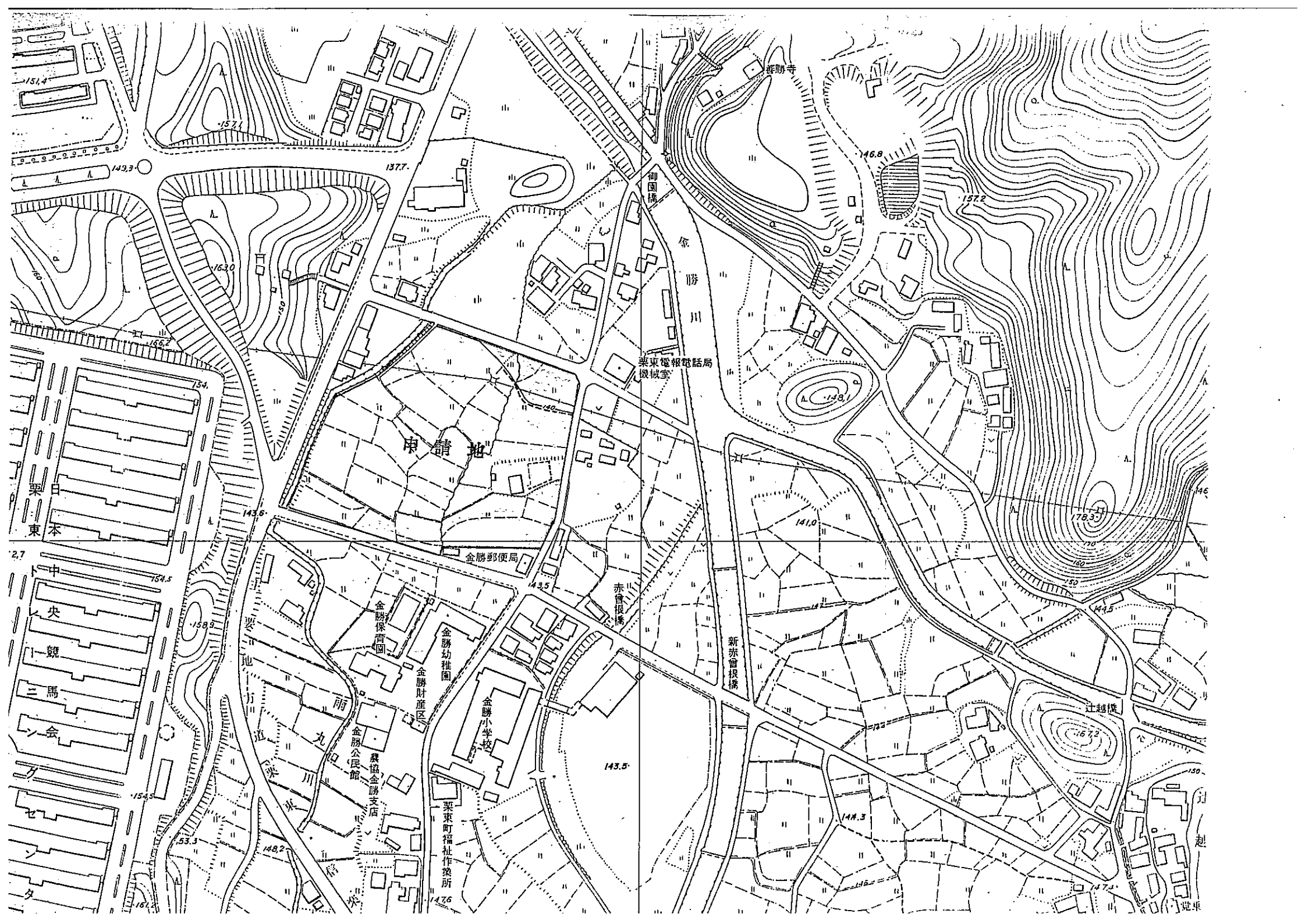
第 18 条 この協定書の定めについて疑義を生じたときは、又はこの協定書に定めのない事項について定める必要が生じたときは適宜、協定者全員の協議によるものとする。

昭和 56 年 8 月 7 日

代表者

大平田緑化協定連絡会

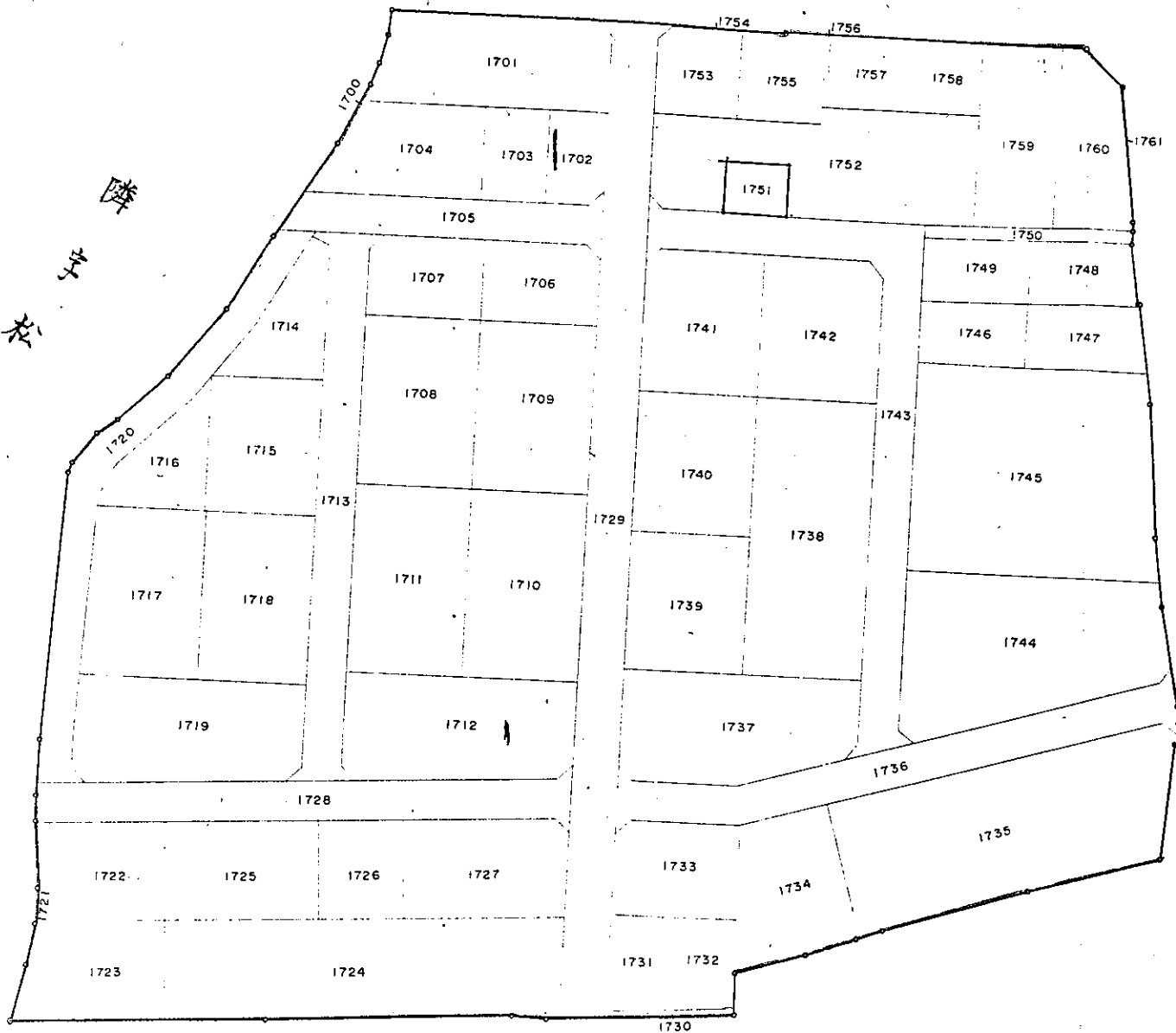
代表者



舖屋西字隣

西字
茶
坪

一
砂
田



田平大字隣

出見圖隣

